

国が示す介護予防・日常生活 支援総合事業

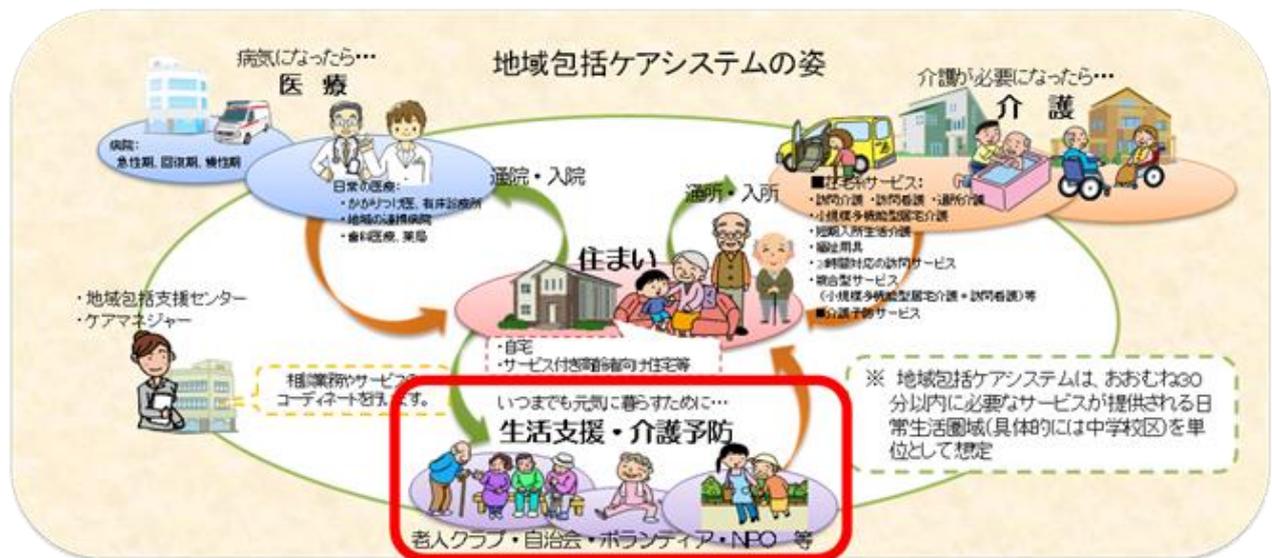
1. 介護予防・日常生活支援総合事業の目的

介護予防・日常生活支援総合事業では、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域における支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的効率的な支援等を可能とすることが目的とされています。

また、地域包括ケアシステムの構築に向け、介護予防・日常生活支援総合事業を実施するものとされています。

地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を目途に、高齢者が重度な要介護容態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築。



2. 介護予防・日常生活支援総合事業の構成

介護予防・日常生活支援総合事業の目的を達成するため、従来の事業が以下のとおりみなおされ、介護予防・日常生活支援総合事業として新たに構成されます。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

～全国一律のサービスから地域の実情に応じたサービスへ～

<基本的な考え方>

全国一律のものとして介護予防給付で提供されていた介護予防訪問介護と介護予防通所介護について、要支援者の多様な生活支援ニーズに対応するため、市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、従来のサービスと住民等が参画する多様なサービスを総合的に提供可能な仕組み（介護予防・生活支援サービス事業）に見直されることとなりました。

※介護予防訪問看護や福祉用具等、訪問介護と通所介護以外のサービスについては、引き続き介護予防給付のサービスとして提供されます。

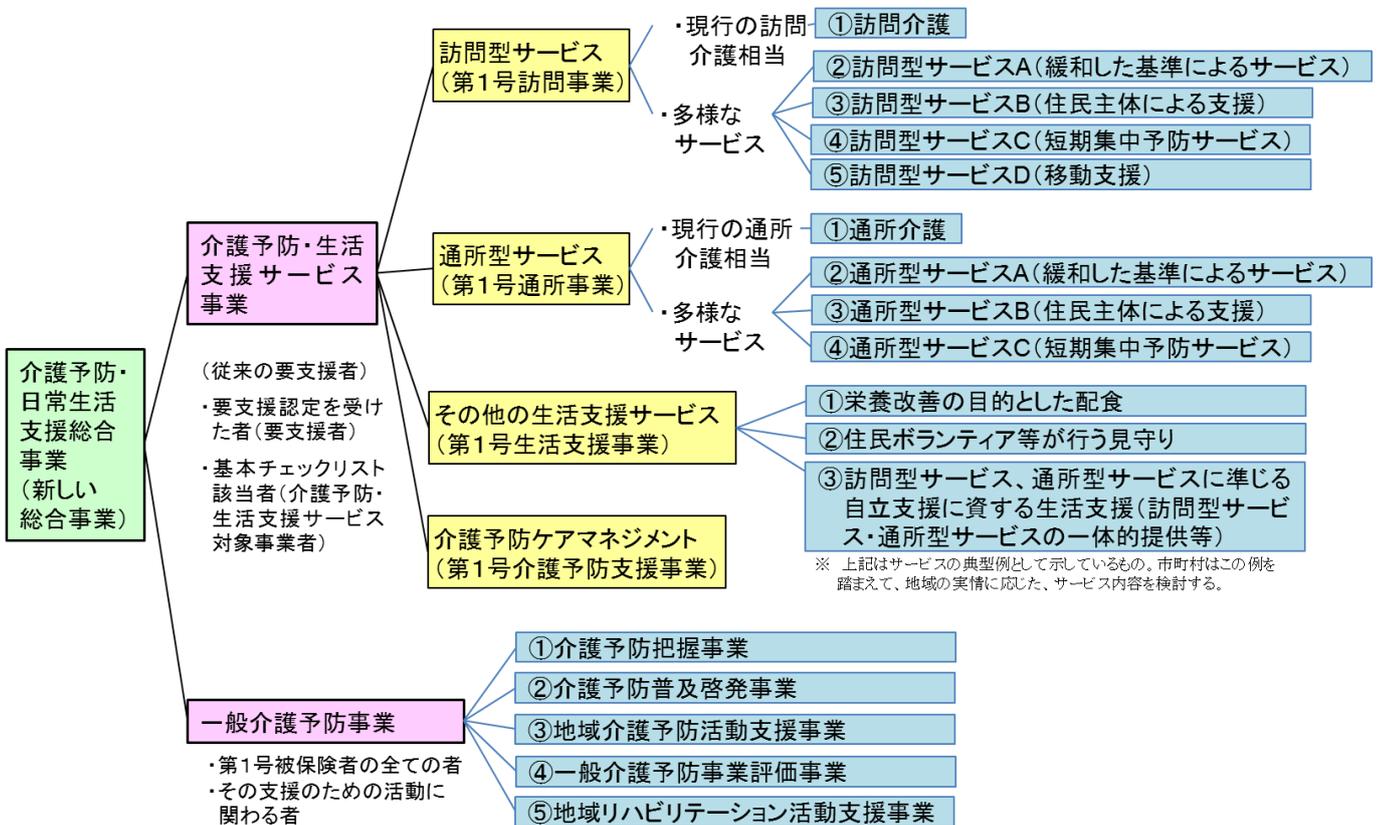
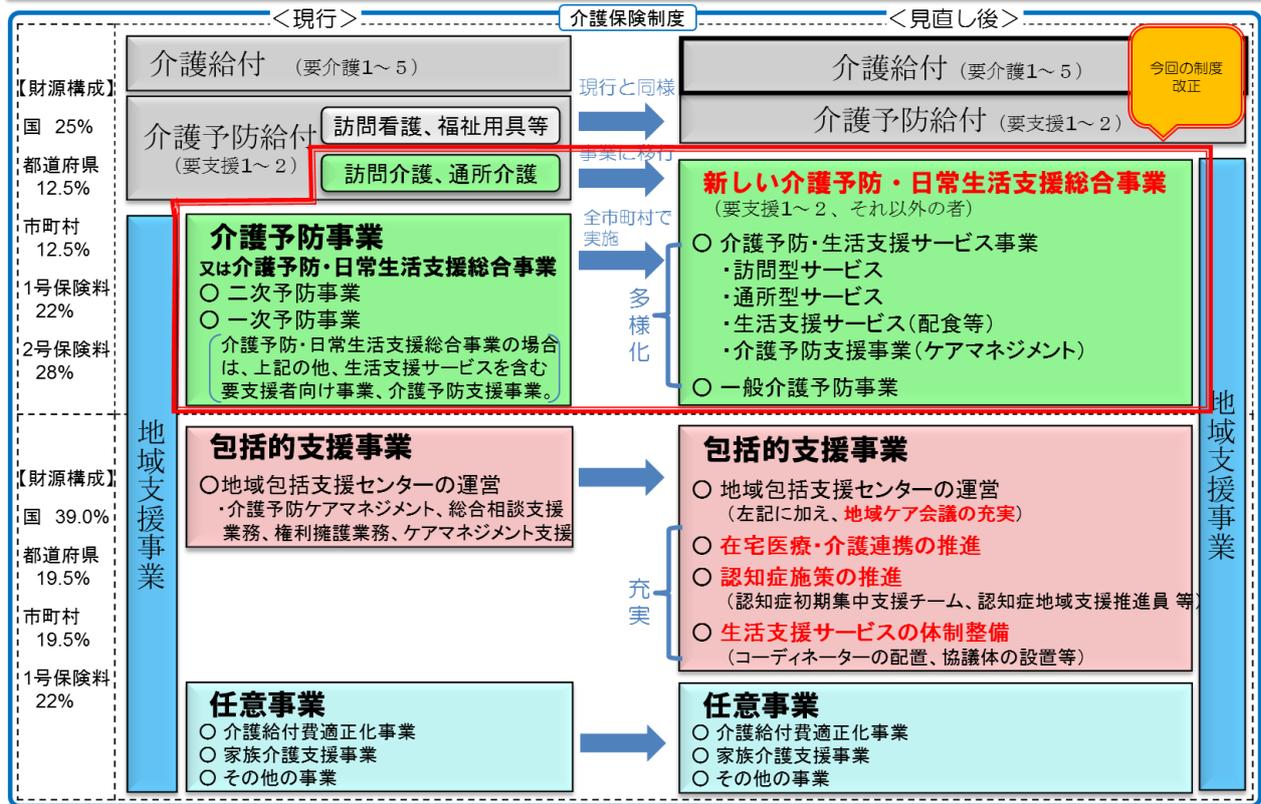
(2) 一般介護予防事業

～介護予防の機能強化～

<基本的な考え方>

従来の介護予防事業についても、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する観点から見直されるとともに、介護予防の機能強化の観点から新たな取組が加えられ、一般介護予防事業として介護予防・日常生活支援総合事業に位置づけられることとなりました。

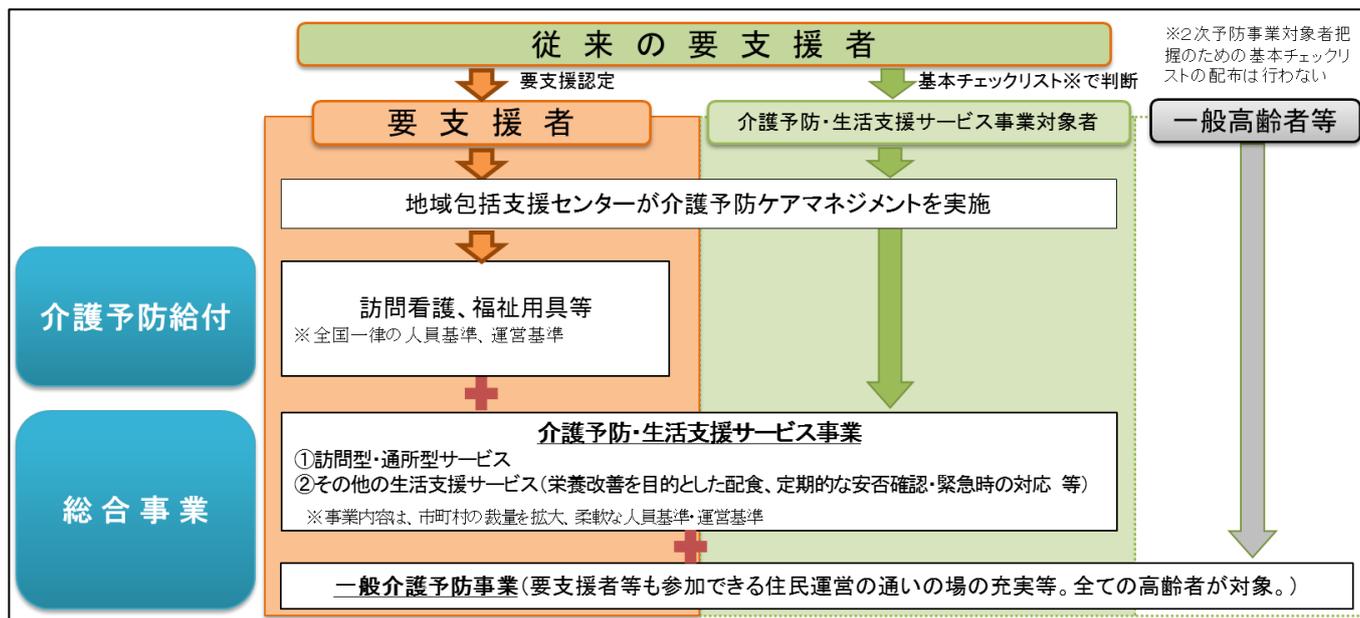
介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



3. 介護予防・日常生活支援総合事業の利用形態

- (1) 要支援者については、介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業）のサービスと介護予防給付のサービスを組み合わせ受けられます。
- (2) 介護予防・生活支援サービス事業対象者（基本チェックリストを用いた簡易な判定を受けた者）については、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスのみ受けられます。
- (3) 一般高齢者等（要支援者に該当しない者）については、一般介護予防事業のみ受けられます。

【介護予防・日常生活支援総合事業の概要（厚生労働省ガイドラインより）】



※基本チェックリストは、支援が必要だと相談に来た者に対して、簡便にサービスにつなぐためのもの。

表7 基本チェックリスト様式

記入日：平成 年 月 日 ()

氏名	住所	生年月日		
希望するサービス内容				
No.	質問項目	回答：いずれかに○をお付けください		
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ	
2	日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ	
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ	
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ	
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ	
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ	
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ	
8	15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ	
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ	
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ	
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ	
12	身長 cm 体重 kg (BMI =) (注)			
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ	
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ	
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ	
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ	
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ	
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1. はい	0. いいえ	
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ	
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ	
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ	
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ	
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ	
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ	
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ	

(注) BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) が 18.5 未満の場合に該当とする

表8 事業対象者に該当する基準

① 様式第一の質問項目No.1～20までの20項目のうち10項目以上に該当
② 様式第一の質問項目No.6～10までの5項目のうち3項目以上に該当
③ 様式第一の質問項目No.11～12の2項目のすべてに該当
④ 様式第一の質問項目No.13～15までの3項目のうち2項目以上に該当
⑤ 様式第一の質問項目No.16に該当
⑥ 様式第一の質問項目No.18～20までの3項目のうちいずれか1項目以上に該当
⑦ 様式第一の質問項目No.21～25までの5項目のうち2項目以上に該当

(注) この表における該当 (No. 12 を除く。) とは、様式第一の回答部分に「1. はい」又は「1. いいえ」に該当することをいう。

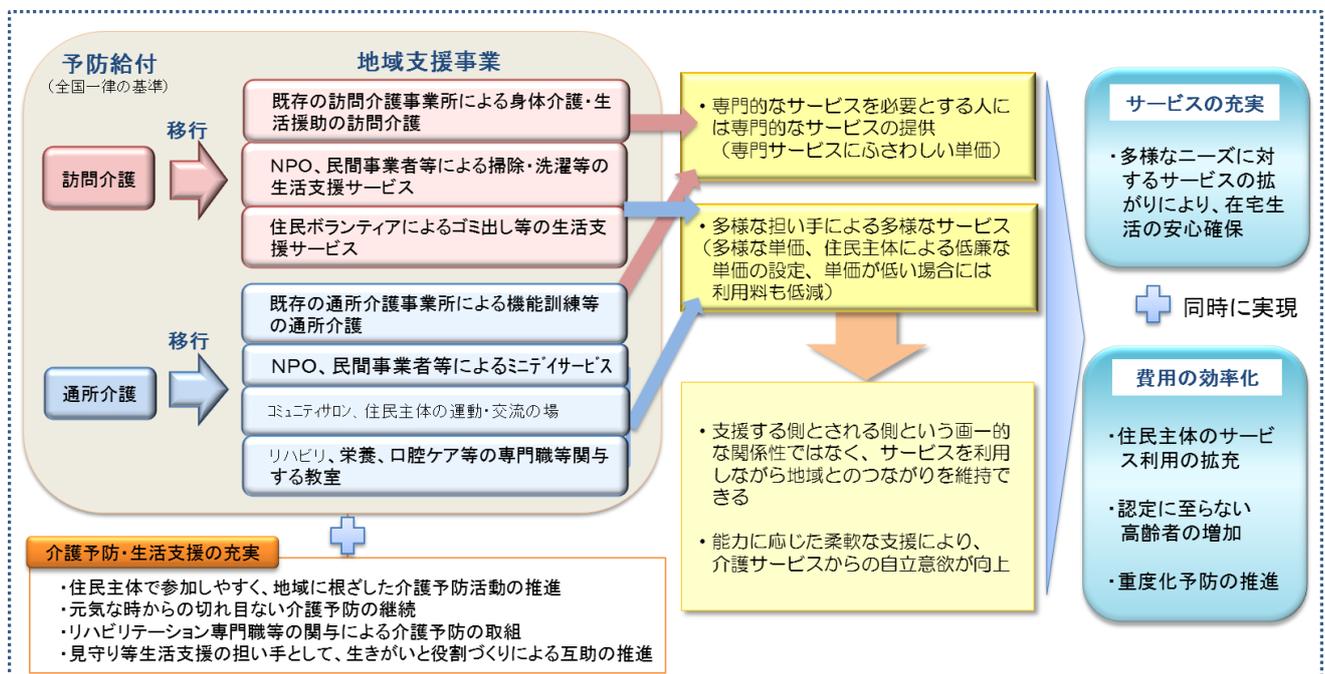
この表における該当 (No. 12 に限る。) とは、BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) が 18.5 未満の場合をいう。

5. 総合事業の枠組み

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

<サービスの充実と費用の効率化>

専門的なサービスを必要とする者には引き続き専門的なサービスを、必ずしも専門職によるサービスが必要ない人にはNPOや民間企業、ボランティアなどの多様な担い手による多様なサービスを提供することで、サービスの充実と費用の効率化を図ることとされています。



<具体的なサービス内容>

市町村が実施する多様なサービスについては、以下のとおりサービスの典型例が示されています。

※市町村は、この例を踏まえて、地域の実情に応じたサービス内容を実施することになります。

①訪問型サービス

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス				
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)	
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援	
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進			・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託		
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準		
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)		

②通所型サービス

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	①通所介護	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービスB (住民主体による支援)	④通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)

③その他の生活支援サービス

- その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)からなる。

(2) 介護予防事業

<介護予防の推進>

生活環境の調整や居場所と出番づくりなどの環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要であり、リハビリ専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進することとされています。

<具体的な事業の構成>

一般介護予防事業については、以下のとおり構成が示されています。

※市町村はこの構成に基づき、地域の実情に応じた事業内容を実施することになります。

